

環境まちづくり委員会 送付7-4

千代田区における住宅要配慮者に対する支援について

受付年月日 令和7年2月4日

陳情者 提出者 1名

住所:

千代田区における住宅要配慮者に対する支援について

※住宅要配慮者とは

住宅の確保に特に配慮を必要とする低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、一人世帯、被災者、外国人等の人たちの事。

標題に関しまして、障害のある私個人を含め、千代田区に住み続けたいと願っている人々が安心して暮らし続けるような支援体制を構築していただきたく、この文書を提出致します。

令和4年度第1回千代田区居住支援協議会の議事録において、月20万以上の年金収入者の割合は16%とありました。つまり、それ以外の80%以上の人々は20万以下で暮らしています。そのような人々が千代田区で暮らし続けるには、生活における大部分を占める住宅に関する助成をしなければ成り立ちません。富裕層のみが暮らし続けるまちを千代田区は目指しているのでしょうか。住宅セーフティネット法においては、低額所得者の定義を月収15.8万円以下の世帯としていますが、千代田区の地価や物価等を鑑みると、その地域性に合わせ月収の上限を上げる必要があります。また、私のような障害者もいずれは高齢者になります。早うちから、障害者も含めた若い世代にも支援を開始しなければ貧困のトンネルから抜け出せず、いずれ貧困の高齢障害者となることは目に見えています。

住宅セーフティネット法では、住宅の確保に配慮が必要な世帯が入居できる賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録基準として、原則として各戸の床面積が25平方メートル以上と定められています。しかし、千代田区で25平方メートル以上の賃貸住宅に住もうとすれば、要配慮者が住む事はとても叶いません。また、区営や区民、都営住宅は倍率が異常に高く（100倍程度の事も）、特に単身世帯には非常に狭き門です。よって、こもれば住宅のように低額所得者や障害者等も千代田区で一人暮らし出来るよう、千代田区が補助金を出して新たにセーフティネット住宅を整備していく必要があるのではないのでしょうか。

ひぐち区長は「子育て世代やシニア、障がい者、一人ひとりが輝ける社会の実現」を掲げていますが、今のままでは障がい者等の住宅要配慮者は千代田区で安心して暮らし続けることはできません。住宅の借り上げや家賃助成等の支援を実施されることを求めます。

以上

